

身体障害者更生援護施設に係る費用徴収基準のあり方について（意見具申）

昭和60年12月18日

身体障害者福祉審議会

第1.はじめに

(1) 身体障害者更生援護施設は、更生施設5種類、作業施設4種類、生活施設2種類、地域利用施設7種類、合計18種類に及んでいる。このうち身体障害者福祉法第38条の規定に基づく費用徴収の対象となるのは、いわゆる措置施設といわれる次表の9種類の施設であり、昭和60年4月現在で施設数557カ所、入所定員31411

名となっている。

これらの施設における措置に要する費用、いわゆる措置費は、事業費と事務費からなっている。その額は次表のとおりであるが、このうち事業費は入所者の食糧費、光熱水費、器具什器費等にあてられるものであり、また事務費は職員の人件費、管理費、入所者の保健衛生費等にあてられるものである。なお、入所者が日常生活を営むために必要な個人的経費

費用徴収対象施設の種類の種類及び措置費の額（例）昭和60年度

費用徴収対象施設の種類の種類		措置費の額（甲地，50人規模）			
		事業費		事務費	計
		食糧費	日常諸費		
		円	円	円	円
更生障害者施設	肢体不自由者更生施設	25,200	15,780	74,400	115,380
	視覚障害者更生施設	25,200	15,780	73,600	114,580
	聴覚・言語障害者更生施設	25,200	15,780	73,600	114,580
	内部障害者更生施設	26,100	15,780	74,500	116,380
	重度身体障害者更生援護施設	25,200	15,780	139,900	180,880
障害者施設授産	身体障害者授産施設	25,200	15,780	74,300	115,280
	重度身体障害者授産施設	25,200	15,780	104,800	145,780
	身体障害者通所授産施設	-	-	55,000	55,000
身体障害者療護施設		25,200	21,340	209,400	255,940

(注) 身体障害者通所授産施設は、40人規模の額である。

は、入所者自ら賄うこととされている。

(2) これらの施設における費用負担の仕組みは、現在、食費についてのみ原則として入所者の負担とし、その他の経費については措置費として公費により負担するものとなっている。なお、食費についても、低所得世帯の場合にはその一部又は全部を公費で負担することとしている。

このように身体障害者更生援護施設における費用負担の仕組みが、措置に要する費用の全額を対象にして入所者等の負担能力に応じて徴収する老人ホーム等と異っているのは、身体障害者福祉法が施行された当初は施設の種類の更生施設、授産施設のみであり、いずれも短期間の更生訓練に主眼が置かれていたため、食費のみを入所者の負担としてきたことによるものである。

(3) その後、法の目的が職業的更生だけではなく、広く身体障害者の生活の安定と向上を図ることにあることが明確にされ、また障害の範囲拡大、障害の重度化等が進むにつれて、施設の役割も変化し、多様化してきた。すなわち、更生施設について、障害の種類や態様に応じて施設種類が拡大されるとともに、援護の内容も多様化してきたこと、授産施設について、長期的に就労し、自活する場としての役割に重点が移ってきたこと、昭和47年から新たに療護施設が制度化され、最重度の身体障害者が常時の介護サービス等を受けながら長期的に生活を行うというそれまでの施設とは性格の異なる新た

な施設が設置されるようになったこと、などである。

(4) このような変化に伴い、社会的な公平を図りつつ身体障害者の多様なニーズに対応した幅広い施策を一層推進するためには、施設の目的、内容に応じた合理的な費用負担制度を導入することが必要である、との認識が高まってきた。当審議会も、昭和57年3月の答申「今後における身体障害者福祉を進めるための総合的方策」において「施設利用経費の負担については、所得保障対策の推移を勘案しつつ、合理的な費用負担制度設定について検討する必要がある。」と提言したところである。

一方、昭和56年の国際障害者年を契機として、障害者が自立生活を営むための基盤となる所得保障制度の確立が緊急の課題として検討されてきたが、これが昭和61年度からの障害基礎年金の創設として具体化されることとなり、この面からも費用徴収制度導入の条件が整えられることとなった。

こうした状況の中で、昭和59年8月、身体障害者福祉法の一部が改正され、身体障害者更生援護施設について体系の整備が図られるとともに、昭和61年度から費用徴収制度が導入されることになった。

(5) 当審議会は、本年3月以来、このような経緯を踏まえつつ、その費用徴収基準のあり方について鋭意検討を重ねてきたが、ここに一応の結論を得たので意見具申する。

第2．費用徴収基準のあり方

（1）基本的方向

一般的に、費用徴収制度の目的は、対象者が費用を負担するというのもつ種々の機能を通じて、限られた資源（人的・物的資源、財源）の効率的、合理的な配分、利用を図り、社会的公平を確保することにある、といえよう。身体障害者更生援護施設の費用徴収制度も基本的にはこのような目的に沿うものであるが、より直接的な目的、効果としては、次のような点があげられるであろう。

一つは、在宅の身体障害者との公平を図ることである。すなわち、身体障害者が在宅で日常生活を営む場合、自らの負担あるいは家族の負担において対処するのが通常である。施設の利用には、在宅での生活を代替し、補完するという部分も含まれるものであり、在宅の身体障害者との均衡という観点からもその負担能力に応じて相当の負担を求めることが適当であろう。

また一つには、入所者の自立意識を醸成するための一つの方途としての役割をもつと考えられる。特に、長期的に生活する場としての施設においては、一方的に保護されるという立場でなく、一定の制約はあるにしても入所者が施設を主体的に利用するという意識をもつことが肝要であるが、負担能力のあるものが応分の負担するということはそのための一つの方途となるであろう。

費用徴収制度を導入するにあたっては、このような点を踏まえつつ、事務の簡素

化にも留意し、次の基本的方向にそって具体的な基準を設定する必要がある。

- ア 入所者本人に重点を置き、負担能力に応じて可能な範囲の負担を求める。
- イ 施設の種類に応じて、その目的、性格を考慮した取扱いを行う。
- ウ 身体障害者更生援護施設の特性を考慮しつつ他制度における類似の施設との整合性に配慮する。

（2）徴収対象者の範囲

費用徴収の対象者は、入所者本人のほか、イで検討されるような扶養義務者とすることが適当である。

ア 扶養義務者の取扱い

扶養義務者を徴収の対象とするか否かについては種々論議のあるところであり、身体障害者がその障害のゆえに経済的にも長期間にわたる家族の援助のもとに維持されているという状態を改善し、身体障害者の自立を促進するという観点から扶養義務者を費用徴収の対象から除外すべきであるとの意見もあった。

しかし、現時点においては、我が国における国民一般の親族扶養との均衡、他制度における費用徴収あるいは諸手当等の支給制度における所得制限での扶養義務者の取扱い等を勘案すれば、扶養義務者のすべてを費用徴収の対象から除外することは適当ではないと考えられる。従って、入所者本人からの徴収に重点を置きつつ、一定の扶養義務者については対象とすることが適当

である。

イ 対象とする扶養義務者の範囲

民法上の扶養義務者は、配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び家事審判により決定された3親等内の親族となっている。しかし、入所者の自立を図ることが重視される身体障害者更生援護施設に係る費用徴収の対象とする範囲として、そのまま採用することは適当でない。

すなわち、民法上の扶養義務の現実の履行は、扶養義務者のうちから当事者相互の一切の事情が反映されて個別に決められるのに対し、費用徴収においては、負担能力のみに基づき、定型的に徴収することとせざるをえない。従って、費用徴収の対象とする範囲は、国民一般の親族扶養の実態等からみて、定型的に負担を課してさしつかえないと認められる程度に限定する必要がある。

(3) 徴収基準の基本的仕組み

費用徴収は、入所者本人からの徴収に重点を置き、扶養義務者については補完的に徴収するものとするのが適当である。このため、入所者本人に適用する基準と扶養義務者に適用する基準を別建てとし、まず入所者本人から負担能力に応じて徴収し、その徴収額が(6)の対象経費の額に満たない場合はその満たない額の範囲内で扶養義務者から負担能力に応じて徴収するものとするのが適当である。

(4) 入所者本人の徴収基準

ア 負担能力の認定基準

入所者本人からの徴収は、年金取入、

授産工賃収入を含む本人の収入を基礎として負担能力を認定し、徴収することが適当である。

その際、社会保険料、更生施設における訓練教材費等一定範囲内の費用については必要経費として収入から控除する必要がある。また、授産施設における工賃収入については、就労に伴う必要経費に対応するとともに勤労意欲の向上を図る観点から工賃額に応じた一定の控除を行うことが必要である。

イ 徴収額

入所者本人からの徴収額は、次のような考え方を基にして設定することが適当である。

(ア) 原則として、食費については入所者の負担とする。

ただし、身体障害者更生援護施設においては、被服費、日用品費、教養娯楽費等個人的経費については入所者が自ら賄うこととされている。従って、収入額が一定の水準以下の者については、これらの経費に当てるために必要な額が手元に残るよう徴収額を減額するものとする。

この個人的に必要な経費の水準については、身体障害者更生援護施設の特性を考慮しつつ、老人ホームの費用徴収基準における個別的日常費の水準、施設入所者に適用される生活保護基準等を勘案して適切な水準とする。

(イ) (ア)の食費相当額と個人的に必要な経費をあわせた額を上回る収入

のある者については，その上回る額の一定割合を徴収するものとする。

（5）扶養義務者の徴収基準

扶養義務者の徴収基準については，その補完的性格及び事務処理を勘案すれば，扶養義務者の課税状況により負担能力を認定している現行の老人ホームの徴収基準が概ね妥当な基準であると考えられる。ただし，次の点に配慮して調整する必要がある。

ア 現行の老人ホームの徴収基準では，階層区分のD15階層（所得税年額150万円以上）の徴収額は措置に要する費用の全額とされている。これを療護施設にあてはめると月額20万円を超える徴収額となり，D15階層のうち所得税年額が150万円を若干上回る程度のケースについては，1ランク下のD14階層の徴収額約8万円と比べても不均衡な負担となる。従って，この階層について，収入の増加とバランスのとれた徴収額となるよう調整を図る必要があること。

イ 所得税課税階層（D階層）のうちの低額課税階層の区分が扶養義務者の分布からみて細分化されすぎているので，一定の基準により階層区分を整理すること。

（6）対象経費（徴収限度額）

ア 基本的取扱い

費用徴収の現象とする経費即ち入所者等が費用徴収される額の限度は，他

制度における現行費用徴収においては，措置に要する費用の額とされている。

本制度においても，次の更生訓練期間中の特例の場合を除いて，現行他制度と同様の取扱いとすることが適当である。

イ 更生訓練中の特例

身体障害者更生施設は，主として短期間の更生訓練を目的としている。また，身体障害者授産施設は，就労の場を提供することを目的とするとともに，その前段階として一定期間職業訓練を行うことも目的としている。

これらの身体障害者に対する更生訓練は，身体機能等の回復を図るとともに，新たな能力の開発を図ることによって身体障害者が自立した生活を営むための基盤を形成しようとするものである。従って，単に訓練の場を提供すれば足りるというのではなく，すべての身体障害者が自ら進んで訓練を受けられるようにすべきものである。

このような施策の性格からして，更生施設，授産施設における一定期間の訓練中は，徴収限度額を基礎的生活費相当額程度とすることが適当である。

第3．経過措置

従来，入所者等の負担が食費のみであった経緯にかんがみ，今回の費用徴収制度の導入に伴う負担の急増を緩和するために，所要の経過措置を講ずる必要がある。